



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第566号 令和5年3月28日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
106	令和4年度徳島県一般会計補正予算（第12号）及び令和4年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和5年度徳島県一般会計予算及び令和5年度徳島県各種特別会計予算の要領を公表する件	財政課
107	土砂災害警戒区域を指定する件	砂防・気候防災課
108	同	同
109	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	同
110	土砂災害特別警戒区域を指定する件	同
111	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	同
112	公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した件	運輸政策課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
40	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
41	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
42	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
43		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	

徳島県告示第百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和五年三月七日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第十二号）及び令和四年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和五年度徳島県一般会計予算及び令和五年度徳島県各種特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和五年三月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和五年三月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
上勝町	横峯	地すべり	次の図のとおり
	中山	同	
	南岡北	同	
	うぐいす	同	
	傍示日浦	同	
	西峯	同	
佐那河内村	根郷	同	
	菅沢	同	
	東山	同	
	平地	同	
	府能西	同	
神山町	一宇夫	同	
	宇度木	同	
	黒口	同	
	坂丸	同	
	庄部	同	
	松尾	同	
	西久地	同	
	西野間	同	
	石本	同	
	長野	同	
	本根川	同	
	名	同	
	拝府	同	
	北倉目	同	
	府能西	同	
	京地	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県土整備部砂防・気候防災課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和五年三月二十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
美馬市		冬畑	地すべり	次の図のとおり
		芋穴		
		内田上		
		喜来		
		藤原		
		半平		
		穴吹平谷		
		湊名		
		大重		
		西谷		
		田ノ内		
		葛生		
		穴吹西山		
		太合右岸		
		檜原		
三好市		久保左岸		
		木頭名		
		高山平		
		沢谷		
		相生竹ヶ谷		
		轟		
		寒谷		
つるぎ町		折坂		
		日谷尾		
		蔭名		
		上喜来		
		白石上		
		高清		
		折坂下		
		東久保		
		小井野		
		岡		
		平野		

徳島県告示第百九号

次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
神山町	京地	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防・気候防災課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和五年三月二十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
神山町	京地	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県土整備部砂防・気候防災課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百十一号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
神山町	京地	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防・気候防災課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和五年三月二十八日

橘港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域

1 位置

1 1 2工区 阿南市橘町西浜二〇〇番、二〇一番、二〇三番及び二〇七番の各

地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち17の地点から15の地点までを順次に結んだ線及び15の地点と17の地点とを結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（Dレプラスー・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院橘四等三角点（北緯三三度五二分四〇秒一二三三、東経一三四度三八分二四秒五九〇八）の地点

17の地点 1の地点から一六三度一五分五三秒八二三・八五メートルの地点

16の地点 17の地点から一五六度四三分四九秒二五・三〇メートルの地点

14の地点 16の地点から二四六度四三分四八秒六六・〇メートルの地点

15の地点 14の地点から三三六度四三分四九秒二五・三〇メートルの地点

3 面積 一、六七一・三一平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成十八年十二月七日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港湾第二百六十三号

四 竣功認可の年月日 令和五年三月二十八日

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 阿南市

徳島県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年三月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党徳島県徳島市・名東郡第七支部	岸本 淳志	岸 高雄	徳島市国府町府中六三六番地		令和五年二月二十七日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
社会民主主義フォーラム徳島	小林雄樹	小林雄樹	徳島市昭和町三丁目三五番地二	令和五年二月二日
祝 聡 後 援 会	祝 聡	祝 章子	徳島市幸町三丁目四八番地	令和五年二月七日
沢田ただゆき後援会	澤田唯行	澤田唯行	徳島市幸町三・四八 賀川ビル 一〇一	令和五年二月八日

那賀町の希望を創る住民会議	藤本けんいち後援会	大西実希後援会	小林ゆうき後援会	ともに小松島を考える会	岩本たつ後援会	河野まさとし後援会
柏木 岳	藤本 健一	大西 実希	小林 雄樹	谷口 義英	岩本 達	河野 雅俊
福永 敏行	福永多 美子	大西 実希	小林 雄樹	谷口 義英	岩本 達	北村 賢二
番地三 那賀郡那賀町百合字石橋五〇〇	番地一 板野郡北島町鯛浜字西ノ須三〇	三 徳島市川内町加賀須野四五九・	〇〇二 徳島市昭和町三丁目九・一・一	小松島市松島町二番二四号	三 阿南市羽ノ浦町宮倉芝生一二・	四四番地 名西郡神山町神領字東青井夫四
三 令 和 五 年 三 月 一 日	二 月 二 十 七 日 令 和 五 年	二 月 二 十 四 日 令 和 五 年	二 月 二 十 二 日 令 和 五 年	二 月 十 六 日 令 和 五 年	二 月 十 四 日 令 和 五 年	二 月 十 四 日 令 和 五 年

徳島県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党 21世紀徳島をつくる会	山口富義	会計責任者の氏名	杉浦恒夫 三橋隆志	令和四年四月一日
			新 旧	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動の内容		異動年月日
		代表者の氏名	代表者の氏名	新	旧	
かみ博之後援会	山川裕靖	嘉見悦子	鎌田武			令和五年一月二十九日
松下ひろき後援会	土橋正美	土橋正美	大西謙次			令和五年二月十日
梶達矢後援会	梶達矢	主たる事務所の所在地	鳴門市大麻町市場字大堀五番地	七		令和五年二月二十八日

徳島県選挙管理委員会告示第四十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和五年三月二十八日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党徳島県第一選挙区支部	後藤 藤田 正純	令和五年二月二十二日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
皆本 一雄 後援会	皆本 一雄	令和四年十二月三十一日
河口 さとし 後援会	河口 口達	令和四年十二月三十一日
公認会計士が地元で後藤田正純を囲む会	長地 孝夫	令和五年一月十一日
中西 ひろかず 後援会	藤田 敏広	令和五年二月一日

徳島県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日	
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
小林雄樹	徳島市 議会議員	小林ゆうき後援会	徳島市昭和町三丁目九・一・一〇〇 二	小林雄樹	令和五年 二月二十二日